

霊安室使用に関するよくある質問について

十和田地域広域斎苑の霊安室に遺体保冷庫の設置に伴い、令和8年8月1日使用分から使用料を徴収します。

それに伴い、十和田地域広域事務組合ではよくある質問として、以下に質問に対する回答をまとめましたので、お知らせします。

Q1. 霊安室の使用料を教えてください。

A1. 霊安室の使用料金は以下のとおりです。

住民とは、死亡者又は葬祭主のいずれかが十和田市、六戸町、おいらせ町に住所を有する者をいう。

	24 時間まで	24 時間を超え 24 時間までごとに
住民	1,000 円	500 円
住民以外の者	8,000 円	4,000 円

Q2. 霊安室にある遺体保冷庫には何体安置できますか。

A2. 霊安室にある遺体保冷庫は1体用となっています。

Q3. 霊安室は使用するが、遺体保冷庫を使わない場合は無料になりますか。

A3. 遺体保冷庫の使用の有無に関わらず、霊安室を使用した場合には A1 で示した使用料がかかります。

Q4. 遺体保冷庫に安置されているご遺体に面会することは可能ですか。

A4. 遺体保冷庫にご遺体を安置した場合、以下の理由から遺体への面会をお断りしています。

面会の際に、ご遺体を保冷庫の中から出し入れすることで、保冷庫の中の温度が一定に保たれず、ご遺体の腐敗が進んでしまう可能性があることから、面会をお断りしております。

ご遺体への面会は、遺体保冷庫への安置前に済ませていただく必要がありますので、ご理解ください。